

生駒市条例第 3 2 号

生駒市防災会議条例及び生駒市災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 1 0 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市防災会議条例及び生駒市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(生駒市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 生駒市防災会議条例（昭和 3 7 年 1 0 月生駒市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 3 2 条第 2 項」を「第 3 3 条第 2 項」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 市長の諮問に応じて生駒市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

第 3 条第 7 項中「第 5 項第 7 号及び第 8 号」を「第 5 項第 7 号から第 9 号まで」に改める。

(生駒市災害対策本部条例の一部改正)

第 2 条 生駒市災害対策本部条例（昭和 3 7 年 1 0 月生駒市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。